

## 新型コロナワクチン「3回目接種」の概要をお知らせします。

新型コロナワクチン3回目接種については、対象年齢等により2回目接種からの接種間隔が異なります。下記をご覧ください。最新情報については、区ホームページ（右2次元コード）をご確認ください。

—問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター☎0120-023-015（1月4日から）へ。



対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者等、高齢者施設等の入所者・従事者…… 2回目接種日から<b>6カ月以上経過</b></li> <li>・65歳以上の方…… 2回目接種日から<b>7カ月以上経過</b></li> <li>・18～64歳の方…… 2回目接種日から<b>8カ月以上経過</b></li> </ul> <p>※2回目接種日から6～8カ月後の同日から接種できます。※6～8カ月後に同日が無い場合は、その翌月の1日から接種できます。</p>
接種するワクチン	<p>「武田／モデルナ社製」または「ファイザー社製」ワクチン</p> <p><b>これまで接種したワクチンの種類に関わらず、いずれかのワクチンを選択して接種できます。</b></p> <p>※1・2回目接種では、接種した区民の約20%が「武田／モデルナ社製」、約80%が「ファイザー社製」のワクチンを接種しています。3回目接種では、国から自治体に対して、50%ずつ配分される予定であり、1・2回目に「ファイザー社製」を接種した人数分の「ファイザー社製ワクチン」は区へ配分されない見込みです。</p>

### ■接種券発送スケジュール

接種券は、**3回目接種ができる月の前月までに**対象者に発送する予定です。

※接種間隔の短縮により、3年7月に2回目接種をした医療従事者等については、4年1月前半に接種券を発送します。

### ■予約方法

#### 75歳以上の方

日時・会場を指定した接種券を発送します。

#### 65～74歳の方

##### ① 1・2回目の接種いずれも区の集団接種会場で接種

日時・会場を指定した接種券を発送します。

##### ② 1・2回目の接種いずれかでも区の集団接種会場以外で接種

日時・会場の指定は行いません。コールセンター・予約専用サイトまたは医療機関に予約・お問い合わせください。

#### 64歳以下の方

日時・会場の指定は行いません。コールセンター・予約専用サイトまたは医療機関に予約・お問い合わせください。

### ■接種会場

#### ■集団接種会場

阿佐谷ワクチン接種特設会場（阿佐谷南2-14-9）、立正佼成会法輪閣（和田2-8-36）、タウンセブンホール（上荻1-9-1タウンセブンビル8階）

※このほか、下高井戸おおぞら公園（下高井戸2-28-23）、杉並会館（上荻3-29-5）、旧永福図書館（永福4-25-7）、高井戸地域区民センター（高井戸東3-7-5）を2月に開設予定。

#### ■医療機関

区内の病院・診療所でも2月以降順次接種を本格化していきます。ワクチン接種が受けられる医療機関の一覧は区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



### コールセンターの電話番号がフリーダイヤルになりました

1月4日から予約を受け付けるコールセンターの電話番号がフリーダイヤルになりました。

**新**  **0120-023-015**

※受付時間=午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を含む）

### 「5～11歳」の接種の準備をしています



国の方針が決まり次第、速やかに、5～11歳の区民を対象に新型コロナワクチン接種を開始します。接種会場・接種開始日等の詳細は、今後の広報すぎなみ、区ホームページ等でお知らせします。

### 新型コロナワクチン接種証明書が新しくなりました

#### ■接種証明書（電子版）[国内用・海外用]

新型コロナワクチン接種証明書アプリから申請することで、スマートフォン上に2次元コード付き接種証明書（電子版）が発行されます。申請時に、マイナンバーカードによる本人確認が必要です。詳細は、デジタル庁ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



#### ■接種証明書（紙版）[国内用・海外用]

紙の接種証明書は、引き続き杉並保健所保健予防課で郵送による申請を受け付けています。詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



#### ■接種済証 [国内用]

3回目接種のために区から発送される接種券に、1・2回目の接種記録が記載されています（接種後に区内転入した方等を除く）。国内では正式な接種済証となることから、必ずしも接種証明書（国内用）の交付を受ける必要はありません。大切に保管してください。

## 子育て世帯への臨時特別給付金 昨年内に現金10万円を一括支給しました

子育て世帯への臨時特別給付金のクーポン相当分（5万円）について、区市町村の実情に応じ、現金支給も可能とされました。そのため杉並区では、子育て家庭の利便性と支給の迅速化を図るため現金支給とし、先行給付金（5万円）と合わせて昨年内に3年9月分児童手当（本則給付）受給者へ現金10万円を一括して支給しました。今後、新生児への支給や申請が必要と見込まれる世帯への案内を発送する予定です。

問 子ども家庭部管理課子ども医療・手当係